

売買単価契約条項

財団法人 高輝度光科学研究センター（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が、物品の売買単価に関する契約を締結する場合の一般条項は、次のとおりとする。

（総 則）

第1条 乙は、契約書および別添仕様書に合致する物品（以下「契約物品」という。）を、契約書記載の単価にて、契約書記載の契約期限まで、納入場所に納入しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約に基づく権利または義務を、第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

（秘密保持）

第3条 乙は、本契約に関し知りえた情報を、第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2. 本条項は、この契約の期間満了後においても、なお効力を有するものとする。

（納入指示）

第4条 甲は、乙に対して、契約物品の納入を指示するものとする。

2. 乙は、前項の指示があったときは、仕様書および指示に従って、契約物品を納入しなければならない。

（納入期限）

第5条 納入指示をした契約物品（以下「指示物品」という。）の納入期限（以下、「納期」という。）は、仕様書又は納入指示にて定めるものとする。

（指示内容の変更および取消し）

第6条 甲は、必要があるときは、納入指示の内容を変更し、または取り消すことができる。

2. 甲は、次の各号の一に該当するときは、納入指示の全部または一部を取り消すことができる。

（1）乙が、納入指示の取消しを申し出たとき。

(2) 乙の責に帰すべき理由により、納期または納期経過後相当の期間内（ただし、当該事業年度を越えることは出来ない）に納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が、納入または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。

(4) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

3. 乙は、前項の規定により、納入指示を取り消されたときは、違約金として、取り消された指示物品の代価の10分の1に相当する金額を、甲の指定した期限までに甲に支払うものとする。ただし、乙の責に帰しがない事由により乙が取消しを申し出て、甲がこれを認めた場合はこの限りでない。

4. 甲は、第1項の規定により納入指示の内容を変更し、または取り消した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定するものとする。

(納 入)

第7条 乙は、指示物品を納入するときは、当該物品、仕様書に定める書類及び納品書等を納入届出場所に持ち込み、甲の指示に従って納入するものとし、その納入があった日をもって納入日とする。

2. 納品書等の提出が遅れたときは、乙は、支払の遅延について苦情を申し立てることができない。

3. 乙は、指示物品を納入するときは、別に定めがある場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲が認めたときは、分割して納入することができる。

(検 査)

第8条 甲は、前条第1項の納入があったときは、検査を行うものとし、乙はこれに立ち会うものとする。

2. 乙または乙の代理人が前項の検査に立ち会わないときは、甲は単独で検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3. 乙は、第1項の検査の結果不合格となった場合は、甲の指示に従い、乙の負担において、直ちに取り替えその他必要な措置をとらなければならない。

(所有権の移転)

第9条 指示物品の所有権は、前条第1項の検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

(部分納入)

第10条 甲は、納期の前であっても、必要があるときは、甲乙協議のうえ、乙に指示物品の一部の納入を求めることができる。

2. 前項の規定により指示物品の一部の納入を行う場合は、前2条の規定を準用する。

(不合格品等の引き取り)

第11条 乙は、第8条第1項の検査の結果不合格または過納となった場合で、甲から引き取りを指示されたときは、遅滞なくこれを引き取らなければならない。

2. 前項の場合において、乙が相当の期間内に引き取らないときは、甲は、乙の負担において当該物品を移動し、または他に保管させることができる。

(契約金額の支払い)

第12条 乙は、第8条1項の検査に合格したときは、請求書をもって甲に契約金額の支払いを請求するものとする。

2. 甲は、前項の請求書が適正であると認めた場合は、甲の支払定日に、その代金を乙に支払うものとする。ただし、甲の都合により第8条第1項の検査が著しく遅延したときは、甲乙協議のうえ支払方法を決定することができる。

(履行遅滞)

第13条 乙は、納期までに指示物品を納入することができないと認めるときは、遅滞なくその事由および納入予定日を甲に通知し、その指示に従わなければならない。

2. 乙は、納期を過ぎて指示物品を納入したときは、遅滞部分につき、納期の翌日から納入の日までの日数について、指示物品の対価の年5%に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の責に帰しがたい事由により納入が遅滞し、甲がこれを認めた場合はこの限りではない。

3. 第8条第1項の検査の結果不合格となり、再度納入された指示物品の遅滞日数は、甲が不合格を通知した日から納入の日まで（納期内に要した日数は除く。）とする。

(危険負担)

第14条 指示物品の所有権移転前に生じた指示物品の滅失、毀損その他の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(瑕疵担保)

第15条 乙は、指示物品の所有権移転後1年以内に当該物品について瑕疵が発見されたときは、甲の請求に基づき、乙の負担において、甲と協議した期限までに、その瑕疵の修理または取り替えその他必要な措置をとらなければならない。

2. 乙は、前項の瑕疵によって甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が、契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、納入または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。
- (3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- (4) 乙が、無能力者もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著しく低下したとき。
- (5) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

2. 乙は、前項第1号から第3号までの一に該当する事由により、契約を解除されたときは、これにより甲が受けた損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責に帰しがたい事由により乙が解除を申し出て、甲がこれを認めた場合はこの限りでない。

3. 甲は、第1項5号の規定により、契約を解除した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害の賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議にして決定するものとする。

(事情変更に基づく契約の変更)

第17条 この契約締結後、契約期間内において、予期することのできない異常な事由の発生に基づく経済事情の変動その他の理由により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議して契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(一般的損害)

第18条 甲は、乙の責に帰すべき事由により損害を受けた場合であって、他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(相 殺)

第19条 甲は、乙が甲に支払うべき違約金、遅滞金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

(協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。又、紛争が生じたときは、日本国の法令に準拠し、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。